

呉市公園墓地使用者募集要項

1 申込から使用開始までの流れ

1	申込受付	令和8年8月24日（月）～令和8年10月9日（金） 必要書類を持参または郵送（郵送の場合は10月9日（金）必着）
2	「抽選会のお知らせ」送付	抽選になった場合、抽選会までに申込者へ発送
3	抽選会	呉市役所7階 754会議室 令和8年10月15日（木）川尻公園墓地 9:30～ 音戸墓園 10:30～
4	結果通知	申込者全員に結果を通知
以降、当選された方		
5	使用許可申請	令和8年10月15日（木）～令和8年10月30日（金）
6	使用料等納付期限	令和8年11月30日（月）
7	使用許可証発行	使用料等の納付を確認でき次第、交付
8	使用開始	使用許可証受領後から使用開始

2 募集公園墓地

墓地名	所在地	区画数	使用料	面積
川尻公園墓地	呉市川尻町大原 5574番1	30区画	120万円 〔永代使用料100万円 永代管理料 20万円〕	5㎡ 間口 2m 奥行 2.5m
音戸墓園	呉市音戸町鰯浜 3丁目地内	7区画	95万円 〔永代使用料 80万円 永代管理料 15万円〕	5㎡ 間口 2m 奥行 2.5m

3 申込資格（申込みは、1世帯につき1区画とします。）

申し込まれる方は(1)から(4)のすべての条件を満たしていることが必要です。

(1) お墓の祭祀を主宰する方

（使用権の譲渡、使用墓地の転貸はできませんので、必ず墓を主としておまつり（管理）する方。）

(2) 呉市に本籍または住所を有する方

(3) 現在、呉市公園墓地（川尻公園墓地、音戸墓園）の使用者でないこと

（同一世帯内に呉市公園墓地の使用権を有している方がいないこと。）

(4) 納付期限（令和8年11月30日（月））までに使用料等を納付できる方

4 申込手続

(1) 申込みに際しては、事前に現地の確認をお願いします。複数の申込があった区画については抽選会（令和8年10月15日（木））を行います。

(2) 必要な書類 呉市公園墓地使用申込書

(3) 受付

ア 期 間 令和8年8月24日（月）～令和8年10月9日（金）（土・日・祝日を除く。）
（郵送の場合は10月9日（金）必着）

イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

ウ 申込場所 〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所7階 環境政策課 斎場・墓地グループ
窓口または郵送（電話、FAX、メールでの申込みはできません。）

5 辞退する場合

申込後、辞退する場合は、令和8年10月9日（金）までに「辞退届」及び申込者の身分証明書の写し（7-（1）-ウを参照してください。）を提出してください。

6 抽選会

申込期間終了後、区画の申込状況によって次のとおり抽選会を行います。

※ 代理の方の出席は可能ですが、「委任状」が必要です。

(1) 複数の申込みがあった区画

申込受付期間終了後、「抽選会のお知らせ」を送付します。（「抽選会のお知らせ」には、抽選番号が記してありますので、抽選会にお持ちください。）

抽選は墓地単位で行い、区画ごとに抽選します。

【川尻公園墓地抽選会】

日 時 令和8年10月15日（木） 9時30分～（9時15分から受付）

場 所 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所 7階 754会議室

【音戸墓園抽選会】

日 時 令和8年10月15日（木） 10時30分～（10時15分から受付）

場 所 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所 7階 754会議室

(2) 一人しか申込みがなかった区画

抽選を行いません。墓地使用許可申請書を送付します。

(3) 申込みがなかった区画

抽選会当日、使用予定者が決定していない区画がある場合には、落選された方を対象に、使用予定者の追加決定を行いますので、追加決定を希望される方は、必ず抽選会にご出席ください。

追加決定は、追加決定を希望される方の中からクジで順番を決め、その順に従ってその場で使用希望区画の申込みができます。

【注意事項】

- ・抽選は公開で行います。
- ・追加決定に参加を予定される場合は、追加決定を申込む可能性のある墓地の区画をあらかじめ現地でご確認いただきますようお願いいたします。

- ・追加決定に代理の方が参加する場合は、どの区画に申込みするか、事前に話し合っておいてください。

7 申請手続（抽選となった場合は当選された方のみ。）

(1) 必要な書類

ア 墓地使用許可申請書

イ 本籍地記載の住民票

世帯全員で、本籍地・戸籍筆頭者・続柄・世帯主が記載されているもので、発行後3か月以内のもの。なお、個人番号が記載されているものは受け取ることができません。

ウ 申請者の身分証明書（免許証等）の写し

	1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
証明書の種類	・運転免許証 ・マイナンバーカード ・旅券（パスポート） ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書等	・健康保険の資格確認書（国民健康保険/後期高齢者医療保険/協会けんぽ/共済組合員/船員保険） ・介護保険証 ・国民年金手帳 ・恩給証書 ・年金証書 ・被爆者健康手帳 * 学生証, 法人が発行した身分証明書で写真付きのもの * 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。）等

「*」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

(2) 提出期間 令和8年10月15日(木)～令和8年10月30日(金)

(土・日・祝日を除く。)(郵送の場合は必着)

(3) 提出場所 呉市役所 環境政策課(呉市役所7階)

(4) 期限までに申請がない場合、辞退されたものとみなします。

8 使用料等の納付及び使用許可証

(1) 墓地使用許可申請書等を提出していただき、審査完了後、使用料等の納付書を送付しますので、令和8年11月30日(月)までに金融機関で納付してください。

(2) 納付を確認でき次第、「呉市公園墓地使用許可証」を交付します。

(3) 期限までに納付の確認ができない場合、辞退されたものとみなします。

(4) 許可後であっても、墓地の管理運営上許可を取り消す場合があります。

9 使用開始

- (1) 「呉市公園墓地使用許可証」受領後から区画を使用することができます。
- (2) 墓石等建立の際は、大きさ等に制限がありますので「墳墓を設置する場合の制限」を確認してください。
- (3) 墓石等建立前に「墓地工事等施行承認申請書」を提出し承認を受けてください。

10 資料編

- (1) 川尻公園墓地位置図，全体区画図
- (2) 音戸墓園位置図，全体区画図
- (3) 呉市公園墓地使用申込書
- (4) 委任状
- (5) 辞退届
- (6) 墳墓を設置する場合の制限

【問い合わせ先】

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

呉市 環境部 環境政策課 斎場・墓地グループ

TEL：0823-25-3298